

## HC 行動原則(フィデューシャリー宣言)の遵守状況の振り返り

2022 年 4 月 28 日

2021 年 10 月から 2022 年 3 月期の遵守状況の振り返りを行いました。結果は下記の通りとなっております。(下記、原則の条および項のみ抜粋。「●」記載事項が該当原則の今期振り返り結果となります)

### 記

#### HC 行動原則

##### 1 策定経緯

##### 2 共通原則

###### 2.1 利益相反の禁止

- 2021 年 10 月ー2022 年 3 月の期間、新契約の締結はありません。
- 2021 年 10 月ー2022 年 3 月の期間、有価証券、為替、短資取引の発注先、投資対象先の選定において利害関係者取引はありません。当社役職員の外国籍投信に係わる SPC の Director 兼職については、お客様の利益に資するため遵守上問題ないと判断しています。
- 運用会社との業務提携、出資等の特別な関係はありません。投資先ファンドのアドバイザーボード等への当社役職員の新たな就任はありません。
- HC では、利益相反の起こりやすい企業グループ内の製販並立はありません。社内に営業専任の部門はなく、営業目標は持ちません。経営計画における予算(営業収益)は、売上目標ではなく、過去の増額等の実績を基に保守的に策定した経営管理上の指標です。予算達成に向けた役職員に対する目標設定はありません。

###### 2.2 報酬の合理性

- 顧客資産の規模や運用内容等の差異に応じた合理的な報酬率を適用しています。報酬に差異がある場合は、顧客資産の規模、運用内容、付随関連する顧客サービス等の差異に応じた合理性を確認しています。
- HC の営業収益は中長期に安定して資産運用サービスを継続するのに必要な資本利潤を上回りません。適正な経営経費に基づく報酬の適正性を確認しています。
- 当年度営業収益見込み 677 百万円 ≤ 資本利潤 983 百万円  
資本利潤は、ストレス対応等の自己資本の厚みに総費用を加え算出しています。
- 売上と費用の比率は概ね一定し、経営効率を維持しています。

### 2.3 最善を尽くす責務

- 既存のお客様に当社を紹介頂いたことを端緒とする契約が、最大比率(27%)を占めます。

### 2.4 顧客の特定と理解

- 今期はリバランスに伴う株式口座の解約が目立ちました。償還が決定されたファンドについては、早めに後続ファンドの提案ができていれば良かったものの、顧客対応には改善余地があったものと反省します。
- 5年超の契約継続率、増額率は、70-90%で推移、契約期間が5年超の顧客が過半を占めます。

### 2.5 顧客に対する説明と報告

- 口座担当が月次報告書を作成送付する体制に移行し、顧客コミュニケーション力強化を図りました。顧客と協議して口座の運用方針を策定していくことを徹底します。
- 顧客とのコミュニケーション不足で、時価低下期に解約判断された口座がありました。許容ボラティリティの管理を強化します。

### 2.6 文化の醸成

- 顧客利益を意識した役職員の自主自立的なコミットメントに重点を置き、2017年より役職員の育成・評価・登用を一新し継続しています。  
自己に対するコミットメントは、同時に会社(顧客)へのコミットメントとなり、顧客との共通価値の創造をめざす意識醸成を図り、毎週開催される委員会を通じて各業務の統制を確認しています。
- 2021年に組織規律を全役職員で再確認し、意思決定と承認プロセスを明確にいたしました。職員の自発的コミットメントと会議体のオープン化、仕事の見える化を基本とした制度の徹底を行い、継続しています。
- フィデューシャリー連絡会の開催は2021年10月から2022年3月末迄の期間において、5回開催。平均出席率84%(常勤取締役、職員)。  
主なテーマは、AML問題とHCでの対応、内部統制監査結果状況、金融審議会提起内容のHCでかかわる論点、広告規制や審査の再確認、顧客情報の取り扱い、生産性向上およびプロフェッショナルとしての手法など、一人一人がカルチャーとして統制され醸成するよう徹底して業務にかかる事項の育成、意見交換を実施いたしました。そのほかAMLについては2回別途研修会を開催しました。また、新生インベストメントの行政処分が出た際には投資運用メンバーに実態説明し、HCとして改善しうる事項につき協議しました。

### 2.7 遵守態勢

- 投資運用機能は投資業務委員会、コーポレート機能は総務企画委員会にてそれぞれ隔週で開催される委員会で統制を図っており、遵守状況を確認、経営会議を通じて取締役会へ報告しています。
- 取締役会は、運用プロフェッショナル及び独立した2名の社外取締役とで構成されています。取締役会で、2022年4月に遵守状況の振り返り結果を承認しました。

- 3 投資一任業務に関する原則
  - 3.1 顧客ごとの完全な個別対応
  - 3.2 顧客についての深い理解に基づく創造的提案
  - 3.3 顧客ごとの運用内容に応じた説明と報告の個別対応
  - 3.4 個別契約ごとの特性に応じた報酬の設定
  - 3.5 業務の特性により、実施しない金融庁原則
    - 顧客提案の頻度や水準は統一できていないため改善の余地があり、今後更なるサービスの改善、強化を図っていく方針です。
    - 業務の効率化を図り、投資運用チーム一体運営できるよう、調査、投資運用、約定、報告業務の一体化を図りました。投資判断者が約定内容を確認することで、管理と顧客対応力を強化することが目的です。
- 4 適格機関投資家向け私募投資信託の業務に関する原則
  - 4.1 投資目的の標準化
  - 4.2 特定少数顧客限定
  - 4.3 投資戦略の説明と報告の顧客ごとの対応
  - 4.4 報酬率の設定における規模の経済の還元
  - 4.5 業務の特性により、実施しない金融庁原則
    - 2021年10月から2022年3月の期間、私募投信を2本設定しました。顧客の投資目的に応じたサービス提供を個別に行っていること、規模に相応した委託報酬率が設定されていることなど遵守状況は問題のないことを確認しました。
- 5 個人投資家向け公募投資信託の業務に関する原則
  - 5.1 HC インカム限定
  - 5.2 媒介による直接販売
  - 5.3 投資戦略の説明と報告
  - 5.4 報酬についての考え方
  - 5.5 業務の特性により、実施しない金融庁原則
    - 2021年10月から2022年3月の期間において、公募投信を設定し、直販を開始しました。慎重に運用し、哲学を共有する投資家を募っていきます。総経費に占める監査報酬が高すぎたため、監査報酬はHCアセットマネジメントが負担することを決定しました。
- 6 その他の業務に関する原則
  - 6.1 投資助言業
  - 6.2 投資対象の創出にかかわる業務
    - 2021年10月から2022年3月の期間において、本業務の実績はありませんでした。
- 7 HC原則と金融庁原則の対応関係

以上